

第百二十四回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二号

平成七年十月十七日(火曜日)

午後零時三十分開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君

理事 中島洋次郎君

理事 持永 和見君

理事 山名 靖英君

理事 北沢 清功君

理事 石橋 一弥君

理事 山本 公一君

理事 岡島 正之君

理事 富田 茂之君

理事 島山健治郎君

理事 穀田 恵一君

出席國務大臣

自治 大臣 深谷 隆司君

出席政府委員

警察庁長官官房 山本 博一君

総務審議官 二橋 正弘君

自治大臣官房長 秋本 敏文君

消防庁長官 前川 尚美君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長

委員の異動

十月十三日

辞任 補欠選任

上田 勇君 野田 毅君

同日 補欠選任

野田 毅君 上田 勇君

辞任 補欠選任

野田 毅君 上田 勇君

同日 補欠選任

野田 毅君 上田 勇君

本日

の会議に付した案件

消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出 第二号)

○平林委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、消防組織法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。深谷自治大臣。

消防組織法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○深谷國務大臣 ただいま議題となりました消防組織法の一部を改正する法律案の提案理由とその要旨について御説明を申し上げます。

この法律案は、消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くことと、あわせて災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援に関する特例を創設する改正を行うものであります。

以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の要旨につきまして御説明申し上げます。

第一に、消防職員委員会に関する事項についてであります。

消防職員の勤務条件及び厚生福利、消防職員の装備並びに消防の用に供する設備その他の施設に關して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くこととしております。

第二に、消防の応援に関する事項についてであります。

災害の規模等に照らし緊急を要し、被災地の都道府県知事の要請を待たないとならないと認められる場合や、人命の救助等のために特に緊急を要し、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置

を的確かつ迅速にとる必要があると認められる場合についての、消防の応援に係る特例を設けることとしております。

なお、この法律の施行日は、消防職員委員会に關する事項については公布の日から一年を超えない範囲内において政令で定める日、消防の応援に關する事項については公布の日としております。

以上が、この法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○平林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る十九日木曜日午前九時十五分理事會、午前九時三十分委員會を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散會

消防組織法の一部を改正する法律案
消防組織法の一部を改正する法律

消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条の四の次に次の一条を加える。

第十四条の五 次に掲げる事項に關して消防職員から提出された意見を審議させ、その結果に基づき消防長に對して意見を述べさせ、もつて消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置く。

一 消防職員の給与、勤務時間その他の勤務条件及び厚生福利に關すること。

二 消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に關すること。

三 消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に關すること。

消防職員委員会は、委員長及び委員をもつて組織する。

委員長は消防長に準ずる職のうち市町村の規則で定めるものにある消防職員のうちから消防長が指名する者をもつて充て、委員は消防職員(委員長として指名された消防職員及び消防長を除く。)のうちから消防長が指名する。

前三項に規定するもののほか、消防職員委員會の組織及び運営に關し必要な事項は、消防庁の定める基準に従い、市町村の規則で定める。

第二十四条の三第一項中「これらの災害が発生した市町村」というを「以下この条において「災害発生市町村」という。」を加え、「当該市町村」を「当該災害発生市町村」に、「当該災害が発生した市町村」を「当該災害発生市町村」に改め、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「次条」を「次項及び次条」に改め、同項の次に次の一項を加える。

消防庁長官は、第一項又は第二項の場合において、人命の救助等のために特に緊急を要し、かつ、広域的に消防機関の職員の応援出動等の措置を的確かつ迅速にとる必要があると認められるときは、緊急に当該応援出動等の措置を必要とする」と認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村以外の市町村の長に對し、当該応援出動等の措置をとることを自ら求めることができる。この場合において、消防庁長官は、第一項の場合にあつては当該応援出動等の措置をとることを求めた市町村の属する都道府県の知事に対し、第二項の場合にあつては当該都道府県の知事及び当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第二十四条の三第一項の次に次の一項を加える。

第二十四条の三第一項の次に次の一項を加える。

消防庁長官は、前項に規定する場合において、当該災害の規模等に照らし緊急を要し、同項の要請を待たないと認められるときは、同項の要請を待たないで、緊急に消防の応援を必要とする認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事に対し、当該必要な措置をとることを求めることができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十四条の四の次に一条を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

理 由

消防事務の円滑な運営に資するため、消防本部に消防職員委員会を置くとともに、あわせて災害の規模等に照らし緊急を要する場合等における消防の応援体制の整備を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。